

政治経済学部主催留学プログラム 参加申込誓約書

政治経済学部長 殿

私は、以下に記載されている諸事項を理解・同意のうえ、明治大学（以下、「本学」という）の政治経済学部（以下「本学部」という）が主催する留学プログラム（以下、「プログラム」という）に申込み・参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、プログラム途中での帰国措置及び本学の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。また、プログラム期間中は、本学学生（以下、「学生」という）として自覚と責任ある行動をとり、学生として不適切な行為や本学の名誉を傷つける行為があった場合には、その情状により明治大学学則に基づく懲戒の対象となりうることを理解し、そのような行動をとらないことを誓約します。

1. プログラムの募集ウェブサイトから、プログラム参加に必要な情報（募集要項、申込方法、参加条件、注意事項、滞在先についての資料等）は全て熟読・了承のうえ、保証人または保護者の了解を得てからオンライン申込みを開始する。
2. オンライン申込後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。なお、やむを得ない事情でキャンセルする際は旅行規定及び留学先の規定によりキャンセル費用が発生することを了承する。また、ビザが必要な場合、本人の責任においてこれを取得する。ビザの取得ができず、プログラムに参加できない場合を含め、いかなる理由でも、プログラム費用確定後は、プログラム費用は返金されないことを了承する。
3. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て申込みを行う。また、事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。
4. 選考テストや書類選考、また、教職員・派遣先団体等との面談のうえ、プログラム参加の是非が判断される場合がある。
5. 渡航先国の災害や感染症等の安全上の状況によっては、本学がプログラムの中止・延期を決定する場合がある。派遣が中止されたことに伴い発生する費用等について、本学は責任を負わない。
6. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は、本学がプログラムの中止を決定する場合がある。
7. 持病・アレルギー等健康状態により留学に差し支える可能性がある場合は事前に専門医等の許可を得てから申込みを行う。必要に応じて、渡航前に英文処方箋等を用意する。
8. 参加に必要な諸手続きは責任をもって虚偽の記述をせず指定期日までに行う。本学に提出した個人情報（健康状態含む）に変更が生じた場合には速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消される場合があることを了承する。その場合も、旅行規定及び留学先の規定によりキャンセル費用が発生することを了承する。
9. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入を行う。また、留学先から別途保険加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。
10. あらゆる感染症について、派遣学生自身で情報を収集し、自身の判断と責任のもとワクチン接種等を行う。
11. 提出書類に記載された個人情報は、留学先やプログラム取り扱い旅行者、プログラム指定の海外旅行保険会社や危機管理支援サービス会社等が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することに同意する。また、その個人情報は、必要に応じて、留学先と本学部との間で締結された協定及び覚書に基づいて処理され、所定の年数にわたって、もしくは永久に保管される場合があることに同意する。
12. プログラム期間中は、滞在国の法令、本学及び留学先の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自己の自覚と責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。また、いかなる場合も車両（自転車を除く）の運転を含むリスクを伴うアクティビティを行わない。
13. 日本国の法令で禁止されていることについては決して行わない。滞在国の法令で薬物（大麻等）の所持及び使用等が許可されている場合においても、日本国の法令では違法であることを理解し、日本国の法令を順守する。
14. プログラム期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
15. プログラム期間中、留学先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償、ならびに、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
16. プログラムで定められた旅程のとおり渡航、帰国する。また、プログラム中は指定された居住先に滞在し、常に居場所を明確にする。
17. プログラムの趣旨を理解し、留学先で学業等に励み、プログラムで決められた講義等を受講する。学業成績や参加姿勢に問題がある場合には、途中帰国、当該留学に係る単位認定不可、助成金の返還または不交付等の措置がとられることがある。なお、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従い、その際に発生する帰国に係る費用は学生本人が全て負担することを了承する。
18. プログラム期間中に留学先の国や地域の安全上の状況によって、本学が途中帰国勧告を決定した場合は、速やかに指示に従う。
19. プログラム期間中、個人での渡航先国以外の第三国への出国は、予定されている授業や課外活動に支障がなく、現地担当者への報告が完了し、了解が得られた場合のみとする。第三国滞在中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について本学は一切責任を負わない。また、留学先の規定により留学先以外の国への出国を認めない場合は留学先の方針に従うものとする。
20. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること。また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。
本学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
21. 帰国後は速やかに帰国手続、単位認定申請、報告資料、アンケート及び精算に必要な書類等を本学部に提出する。
22. プログラム参加中の修学・生活情報や集合・個人写真（留学先から提供を受けたものを含む）などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用する場合があることを了承する。また、提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

年 月 日

参加希望者： 学部 年 署名

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人自署：（続柄： ）